

平成 28 年度第 2 回多治見市介護保険運営審議会議事録

日時：平成 29 年 2 月 16 日（木）13：30 から 14：40 まで

場所：多治見市役所 駅北庁舎 4 階第二会議室

出席：稲垣相子委員、小栗武仁委員、小池恭子委員、田中勇治委員、塚本直也委員、土岐たつ子委員、仲西直治委員、宮嶋勇委員、山中克仁委員、渡辺博貴委員
(アウエオ順)

欠席：なし

事務局：瀬瀬福祉部長、杉村高齢福祉課長、春田、小栗、加藤

事務局	<p>本日は、大変お忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から平成 28 年度第 2 回多治見市介護保険運営審議会を開催します。</p> <p>本日の開催は、委員の過半数の出席をいただいておりますので、多治見市介護保険条例施行規則第 10 条第 2 項の規定により、会議が成立していることとなります。なお、本会議は、多治見市情報公開条例第 23 条の規定により公開となりますのでよろしくお願いいたします。開催にあたり福祉部長から挨拶申し上げます。</p>
福祉部長	<p>いつも高齢者福祉につきまして、過分のご理解ご協力をいただきましてありがとうございます。本日は 2 回目の審議会で、議題が 2 点ございます。1 点目は、来年度の介護保険事業特別会計の予算です。平成 29 年度は第 6 期計画の最終年度ということで、次の第 7 期の計画に向けてアンケート調査の準備を始めています。もう一点の介護保険条例の一部改正につきましては、保険料率について消費税が 8% になったときに第一段階の方を軽減していたのですが、本来なら 10% になってさらに軽減が変わるという予定をしていたが、消費税の増税が延期になったので、これに伴って現状のまま軽減措置を行っていくという改正でございます。報告事項は 2 件です。1 件目の介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、平成 29 年 4 月 1 日からスタートしますので、その実施について説明をさせていただきます。それぞれのお気づきの点を発言していただき、事業が円滑に進むように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>《資料確認》</p> <p>なお、会長の席には、予め市長からの諮問書を置かせていただいております。また、審議会の議事録につきましては、各委員の確認の後、発言者の名前を公表せずにホームページで公開させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>今回の諮問事項は 2 点です。平成 29 年度介護保険事業特別会計当初予算案と介護保険条例の一部改正です。それでは、1 点目の議題 1 平成 29 年度介護保険事業特別会計予算(案)について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 会長	<p>《事務局説明》</p> <p>今の説明についてご意見、ご質問があればお願いします。</p>

委員 3年計画の2年目ということで予定どおりだと思いますが、積立金の見込額が5億8,000万円少ないということで積立金の合計額を教えてください。

事務局 5月の出納整理期間の後、決算を打ちます。資金不足になってはいけませんので、歳入歳出決算額を比べますと例年歳入の決算額のほうが多くなっています。歳入の繰越分、増えた分につきましては、基金に積み立てています。決算見込が79億、計画に対して5億8,000万円ほど少ないということですが、歳入見込み額を今回提示しておりませんので、平成28年度の歳入の決算額がどれくらいになるかというところで基金に積み立てる額が決まってきます。

会長 なかなかわかりにくい数字ばかりですが、何か疑問点があったら出してください。

委員 とてつもない金額が動いているということはわかりましたが、歳出の部分で、一般企業ですと経費削減とかに取り組むべきと思いますが、この事業に関しては経費削減というところに視点をおいて取り組まれているか教えてください。

事務局 当然、経費削減は大事で、取り組まなければならないところです。特にこちらで直接的にできるのは総務費で、介護保険を運営していくにあたっての事務費になろうかと思えます。結果的に900万円ほど対前年より増えています。プラスマイナスがあつての900万円です。委託料で2,200万円ほど増えています。新たな包括を増やすというものですが、認定審査会の費用ですとか調査の費用とかは例年の決算額等を含めてより精査した数字で予算を作成しました。給付費ですが、介護保険の9割分又は8割分のところですが、今後も給付費の適正化等に努め、抑制していきたいと考えています。

会長 経費の説明は今の説明内容でよろしいですか。他に何かありますか。

委員 認定審査会の部分では、例年並みということですが、来年から支援の方が1年又は2年で認定ができるようになるという聞いていますが、認定期間が長くなればその分審査会の回数が減って、このようなことでもう少し数字が削減できないのかなと思います。審査会の部分で、市役所としては期間を1年で持っていくのか2年で持っていくのかという大まかな青写真のようなものはありますか。

事務局 まず、制度から言いますと、この4月から要支援の方の認定が最高でも1年間だったのが、2年間ができるようになりました。これは、更新申請に限るという条件がついていますが、当然認定期間が延びれば次回更新時期が遅れるのでいろんな費用がマイナスに作用すると思います。認定期間については、委員の意見を聴きながらということもありますが、状態が大きく変わらない、安定しているということであれば積極的に認定期間延長という方向でいきたいと考えています。

会長 認定期間は今どれくらいですか。

事務局 申請の状態によっても変わってきますが、基本1年とか、新規申請ですと6か月になります。場合によっては24ヶ月があり、3パターンあります。この4月から要支援の方で且つ更新申請の方は、今まで12ヶ月しか出なかったのが、24ヶ月ができるようになります。

会長 国の決まりですか。

事務局 はい。

会長 変えることができないということですね。合議体の数がどんどん増えてい

るので、経費が必要になる。できるだけ合議体の数を減らせば、経費も減るかと思いますが。経費削減とはそういうところですか。もっと大きな削減策はないのですか。認定審査会の問題にもなりますが、できるだけ期間を延ばそうというのは前から委員の中で言われていたと思います。認定期間が伸びても、合議体の数が減らないと、結局人件費は変わらないと思います。合議体がいくつあって、月に何回開催しているか。このようなことでほとんど決まってしまうと思います。

事務局 認定期間が延びれば、次の更新申請が遅れるため、ひとつの更新申請がされると、主治医の意見書の代金とか、訪問調査の費用だとかいろんな費用が発生しますので、申請が遅れる分、費用削減に作用します。

会長 多少削減できることはわかりましたけど、あまり大きな数字ではないですね。大きな数字の話は国のレベルの話でしょうか。

事務局 地域包括支援センターの給付の関係は、国保連の関係も全て電算になりますので、この費用は必要になります。これに伴い介護保険以外のところで高齢者支援センターが市内で2つ、昭和と北栄がありますが、ここを閉めていきますので、その部分もここに入ってくる形にはなりません。

会長 今は入っていないのですか。

事務局 介護保険特別会計以外の一般会計のほうで人件費等を支払っているのですが、その分が吸収されてくる形にはなりません。

資料2の一番上の32億5,500万円の居宅介護サービス給付費ですが、この中にはヘルパーさんとか、いわゆる要介護に係る人の居宅を中心としたサービス費が含まれています。上から7番目の居宅介護サービス計画給付費3億8700万円が要介護者のプラン代の費用です。居宅の支援費をここで計上しています。

委員 包括支援センターを作ることによってお金がたくさん必要になります。包括支援センターの費用対効果という観点から効果があるという判断をしているということですね。システムに3,000万円くらい必要なんですね。

会長 ソフトの代金は結構必要になります。仕方がないと思います。社会がそのように動いていますから。

事務局 委託で3,300万円ほど予算計上していますが、増えている分が包括支援センターの分になるということと、介護保険システムの改修分も増えています。

委員 4月から総合事業が始まります。支援の方のサービス費が抑えられるし、認定調査をしなくてもそのままサービス利用につながる形で、その辺の経費が下がるという気がしますが、実際に下がるような見込みなのでしょう。

事務局 総合事業を利用できる方が要支援1、2に加えて、事業対象者となります。今まで認定を持っていた人も認定を取るには病院にかかったり、調査を受けたりとかで時間がかかるため、そういうことを嫌って事業対象者となることで総合事業を利用する方が増えるかもしれませんので、そういう意味で費用が減ってくるかと思いますが。認定をとるためにかかる費用がなくなってくるのかなと思います。

会長 ただいま審議しました平成29年度介護保険事業特別会計予算(案)について採決します。賛成の方の挙手をお願いします。

《全員挙手》

では、議題2介護保険条例の一部改正について事務局から説明をお願いします

ます。

事務局
会長

《事務局説明》
賛成の方の挙手をお願いします。
《全員挙手》

議題1、2については、諮問内容のとおり採決します。
では、報告事項に移ります。報告事項1 総合事業の実施について、事務局からの説明をお願いします。

事務局
会長
事務局
会長
事務局

《事務局説明》
従来からのサービスもあるのですか。
あります。

全国的に導入事例はありますか。うまくいっていますか。
どれだけの事業所が手を挙げてやっているのか、また、実際に従事する人がいるのかどうかというところが一番肝心になってきます。

会長

やってみないとわからないということですか。前もってアンケートを行うなどで把握することはできないのですか。

事務局

多治見市では、4月から実施することは決まっていたので、こういう方向性になりますという説明会は何回か開催しており、事業所の中でもそれならできるのではないかといた摺合せをしながら、単価もこれくらいだろうということで決めたところもありますので、手応えはあります。実際は4月以降にどれだけ実施できるかは不確定なので、順番に広げていくようにしていきます。他の市町も同じような状況だと聞いています。

委員

100歳の元気な方がいて、市長がお祝いに来られたときに、普通に歩いていたので市長が驚いたという話があります。買い物も自分で行くのですが、お風呂だけ入れなくなって、介護認定を受けていないので今はサービスを利用できないのですが、そういう方は総合事業を利用できますか。

事務局

そのような場合は、チェックリストによって事業対象者かどうかの判断をします。今までは認定ありきだったのですが、事業対象者に該当しそうだと思いますので、相談に来ていただいてチェックさせていただき、対象となれば利用できます。

委員

これは各地域の包括で認定を受けるだけでなく、市の職員からも認定を受けないと利用できないですか。

事務局

今までは認定審査については市が責任を持って行うということでしたが、今後の相談先は地域包括支援センターなので、そこで簡易のチェックをしていただいて対象者として判断できれば利用につながるということです。そういう意味でも簡易に早くできると考えています。

会長
事務局
会長

次に、報告事項2 事業所の指定等について事務局から説明をお願いします。
《事務局説明》

ありがとうございました。皆様のご協力により無事に議事進行することができました。それではこれもちまして平成28年度第2回多治見市介護保険運営審議会を終了します。